

いじめの防止等のための基本的な方針

大阪美容専門学校（以下、当校とする）では、「自ら問題解決に取り組む姿勢・実行力をもって、仲間とともに社会に貢献する人材を育成する」ことを教育目標とし、その目標達成に向け、人の尊厳に重点をおいた教育に取り組んでいる。当校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめ防止等のための対策の基本理念】

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めます

【指導基本方針】

- (1) 事実関係を確認し、被害者のケアと安全確保を最優先に行う
- (2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う
- (3) いじめが起こった集団全体の課題としてとらえて指導を行う

【重大事態への対処】

警察やその他機関の連携原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じる

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる
- (2) いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育て、行動の変容につなげる
- (3) すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える
- (4) すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営する